

特別養護老人ホーム やまでら 利用料金表

令和4年4月1日

(単位:円)

	負担段階	単価		1割	2割	3割	居住費	食費	おやつ代	月額	月額	月額
		基本	加算							1割	2割	3割
										介護サービス費①		
要介護1	第1段階	691	157	847	1,695	2,542	820	300	110	62,322	87,744	113,166
	第2段階						820	390		65,022	90,444	115,866
	第3段階①						1,310	650		87,522	112,944	138,366
	第3段階②						1,310	1,360		108,822	134,244	159,666
	第4段階						2,600	1,550		153,222	178,644	204,066
要介護2	第1段階	763	157	920	1,839	2,759	820	300	110	64,485	92,071	119,656
	第2段階						820	390		67,185	94,771	122,356
	第3段階①						1,310	650		89,685	117,271	144,856
	第3段階②						1,310	1,360		110,985	138,571	166,156
	第4段階						2,600	1,550		155,385	182,971	210,556
要介護3	第1段階	839	157	996	1,992	2,987	820	300	110	66,774	96,648	126,522
	第2段階						820	390		69,474	99,348	129,222
	第3段階①						1,310	650		91,974	121,848	151,722
	第3段階②						1,310	1,360		109,974	143,148	173,022
	第4段階						2,600	1,550		157,674	187,548	217,422
要介護4	第1段階	913	157	1,070	2,140	3,210	820	300	110	69,000	101,099	133,199
	第2段階						820	390		71,700	103,799	135,899
	第3段階①						1,310	650		94,200	126,299	158,399
	第3段階②						1,310	1,360		115,500	147,599	179,699
	第4段階						2,600	1,550		159,900	191,999	224,099
要介護5	第1段階	984	157	1,141	2,282	3,423	820	300	110	71,132	105,363	139,595
	第2段階						820	390		73,832	108,063	142,295
	第3段階①						1,310	650		96,332	130,563	164,795
	第3段階②						1,310	1,360		117,632	151,863	186,095
	第4段階						2,600	1,550		162,032	196,263	230,495

※小数点以下の端数処理等により多少誤差が生じます。

●加算内訳 (共通)

加算種類	金額	加算内容
日常生活継続支援加算	48 円/日	重度(要介護度、認知症自立度等)の新規入居者が一定割合以上
夜勤職員配置加算Ⅱ	48 円/日	夜勤帯の職員数が配置基準数+1名以上を配置
看護体制加算Ⅰ	13 円/日	常勤の正看護師を配置
看護体制加算Ⅱ	24 円/日	看護職員を配置基準数+1名以上配置
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	常勤の管理栄養士を1名以上配置 栄養ケア計画を作成し 栄養管理を実施 3回/週以上のミールラウンド
科学的介護推進体制加算	2 円/日	介護データを活用したケアの質の向上推進に関する加算
自立支援促進加算	10 円/日	医師が必要に応じて関連職種と連携し、別紙様式を用いて、当該時点における自立支援に係る評価に加え、特別な支援を実施することによる入所者の状態の改善可能性等について実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月あたりの総単位数にサービス別加算を乗じて算出された額 直接	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	サービスを行う介護職員の処遇改善に関する加算	

●負担段階 (介護保険負担限度額認定証をお持ちの方)

第1段階・・・	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階・・・	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階①・・・	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
第3段階②・・・	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人
第4段階・・・	住民税課税世帯の方(上記以外の方)

※適用には収入要件がありますので、詳しくは草津市役所介護保険課にお問い合わせください